



## 事業用太陽光発電の導入についての疑問点を解決します!!

**Q** そもそも「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」とはどのようなもの？

**A** 再生可能エネルギーは、コストが高いなどの理由によりそのままではなかなか普及が進みません。  
 そのため、電気利用者の力を借りて、再生可能エネルギーが私たちの暮らしを支えるエネルギーの柱のひとつとなるよう育てるための制度です。  
 具体的には、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付けるものです。  
 電気事業者が買い取りに要した費用は、使用電力に比例した再生エネルギー賦課金によってまかなうこととしており、電気料金の一部を国民に負担してもらうこととなっ

**Q** 買取期間が終了した後の買取条件はどうなる？

**A** 買取期間の終了後又は終了が近づいた時点で、発電事業者様と電気事業所との合意により買取価格を決めていただくこととなります。

**Q** 特定規模電気事業者（新電力）や特定電気事業者にも売電を行える？

**A** 売電を行うことは可能です。ただし、新電力や特定電気事業者の供給先の需要規模等といった要因により買い取りが困難である場合もあります。

**Q** 全量買取制度の場合は、余剰で売電してはいけないのか？

**A** 発電した電気をすべて系統に送電する配線になっていれば発電量全量となりますが、そうでない場合は実質余剰買取となります。どちらの配線にするかは発電設備設置者が選択できますが（10kW未満の太陽光発電設備は除く）、どちらの場合でも買取価格・機関に差はありません。

**Q** 電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に設置する場合、それらの設備を電線路でつなぎ、1発電設備として設備の認定を受け、電気事業者との系統連系は1ヶ所として売電することはできますか？

**A** 当該隣接する複数の建物の所有者及び当該太陽光発電設備の設置者が同一の場合に限って、1発電設備として認定を受けることができます。こうした申請をする場合は、所有者が同一であることを確認するための書類（登記簿謄本のコピー）を申請書に添付します。※なお、当該複数需要場所が公道をまたぐ場合など、発電設備同士をつなぐ電線路が事業用電気工作物となり、電気主任技術者の選任が必要となる場合があります。

**Q** 余剰買取と全量買取の違いは住宅用か非住宅用かの違い？

**A** 太陽光の規模により判断されます。  
 （10kW未満→余剰買取、10kW以上→全量買取※発電した電気をすべて系統に送電しない場合は余剰買取）

**Q** どんな税制の優遇措置を受けられる？

**A** 1. **グリーン投資減税（資源エネルギー庁）**

青色申告書を提出する個人及び法人が、対象設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に、いずれかを選択し税制優遇が受けられる制度です。※各種要件があります。

| 対象設備                         | 税制優遇の内容                   | 対象者            | 取得期限       |
|------------------------------|---------------------------|----------------|------------|
| 固定価格買取制度の設備認定を受けた10kW以上のシステム | 基準取得額の7%の税額控除             | 青色申告をしている中小企業者 | 平成28年3月31日 |
|                              | 普通償却に加え、取得額の30%を限度とする特別償却 | 青色申告をしている法人・個人 | 平成28年3月31日 |

2. **生産性向上設備投資促進税制（経済産業省）**

即時償却または税額控除5% [平成26年1月20日から平成28年3月末日まで]  
 特別償却50%または税額控除4% [平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]  
 対象者：青色申告をしている法人・個人事業主  
 ※各種要件があります。

3. **再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特別措置（固定資産税）**

再生可能エネルギーの固定価格制度の認定を受けた発電設備（10kW未満の低圧を除く）に対する固定資産税について、最初の3年分、課税標準が標準となるべき価格の3分の2に軽減されます。  
 適用期限：平成28年3月31日





## 事業用太陽光発電の導入についての疑問点を解決します!!

**Q** 電気事業者に売電するために必要な手続きは？

**A** まず国の設備認定の申請・取得を行い、国の発行する認定通知書のコピーを添えて、電気事業者へ特定契約及び接続契約の申込みを行い、電気事業者と契約締結し、売電するという流れです。なお、一定規模（主に50kW）以上の発電設備を設置する場合は接続契約の申込み前に電力会社に接続検討を行う必要があります。  
※ただし、電力会社により取扱いが異なるため詳細は各電力会社への確認が必要です。

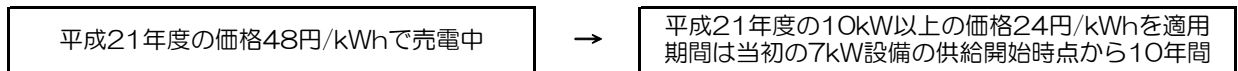
**Q** 特定契約の相手方を変更した場合、調達価格や調達期間は変更されますか？

**A** 特定契約の相手方を変更した場合でも、当該設備に適用されている調達価格や調達期間は変更されません。

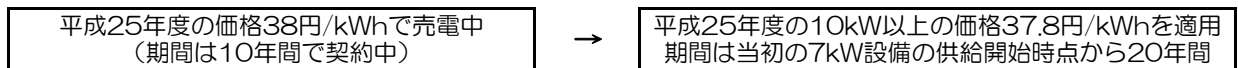
**Q** 10kW未満の太陽光発電設備を設置し売電しているが、増設して10kW以上になった。その場合の買取価格や買取期間はどうか？

**A** 当初の発電設備設置時点の買取価格・買取期間における10kW以上の買取価格・買取期間が適用されます。なお、本ケースのように、既存設備の増設の場合は、新たに売電用の専用線を引き込むことができないため、余剰での売電となります。

例1) 太陽光の余剰制度時代に設置した方の場合（平成21年度に7kW設置から平成26年5月に4kW増設 合計11kW）



例2) 平成25年度制度下で設置した方の場合（平成25年度に7kW設置から平成26年5月に4kW増設 合計11kW）



※平成26年度の内容が平成25年度の内容と変更になっても価格・期間には関係ありません。

補足：上記とは反対に10kW以上の太陽光発電設備を10kW未満に減設した場合は？

→当初の発電設備設置時点の買取価格・買取期間における10kW未満の買取価格・買取期間が適用されます。

**Q** 太陽光発電設備の法定耐用年数は何年ですか？

**A** 法定耐用年数は17年とされています。

**Q** サラリーマン家庭でも売電をすると確定申告は必要ですか？

**A** 売電の収入は雑所得になります。サラリーマン家庭の場合、20万円を超える場合は確定申告が必要になります。

**Q** 使用していない田への設置も可能か？

**A** 可能です。その際は、地目の変更手続きが必要となります。

